

## 春日井市公共下水道事業経営戦略（中間案）に対する

### 市民意見公募の結果について

#### 1 募集案内

広報（令和元年 11 月 15 日号）及び市ホームページ

#### 2 募集期間

令和元年 11 月 19 日(火)から令和元年 12 月 19 日(木)

#### 3 公表方法

「春日井市公共下水道事業経営戦略（中間案）」を市の各施設（上下水道経営課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館、市民活動支援センター、レディヤンかすがい、総合福祉センター、各浄化センター）に設置するとともに、市ホームページに掲載

#### 4 募集方法

郵送、ファクス、電子メールもしくは持参による提出

#### 5 募集結果

10 名 44 件

##### 【意見内訳】

	意見の分類	件数
1	全体的な意見（①、②）	2 件
2	現状と課題（③～⑥）	4 件
3	経営健全化の取組（⑦～⑫）	6 件
4	下水道整備（⑬～⑳）	15 件
5	使用料（㉑～㉔）	15 件
6	投資・財政計画（㉕～㉘）	2 件
	合計	44 件

意見の分類	意見総括
1 全体的な意見	市民意見公募の周知及び資料提供方法について ① 上下水道経営審議会での審議内容及び意見について ②
2 現状と課題	下水道の維持について ③ 民営化が進むことについて ④ 国や県への意見について ⑤ 下水道未接続家屋の接続推移について ⑥
3 経営健全化の取組	接続推進について 3件 ⑦～⑨ 赤字解消のための努力について ⑩ 人材育成について ⑪ 他市町村との連携強化について ⑫
4 下水道整備	浄化センターの統廃合の検討について 8件 ⑬～⑳ 下水道整備について 6件 ㉑～㉖ 下水道処理人口普及率と雨水整備の関係について ㉗
5 使用料	使用料改定反対 6件 ㉘～㉛ 市民サービスとして基準外線入金はやむを得ない ㉜ 市の予算を検証してから税以外(使用料)の協力を求めるべきである ㉝ 税金を投入し、値上げするべきでない ㉞ 資本費はインフラと同様に公費負担するべきである ㉟ 普及率 70%未満の状況で基準外線入金を解消するのはなぜか ㊱ 一定限度以下の収入の家庭は無償化にするべきである ㊲ 適正な使用料設定について 4件 ㊳～㊶ 他市の使用料について 2件 ㊷、㊸ 使用料改定は決定なのか ㊹ 値上げの段階を増やし長期的に行うことができるか ㊺ 一律値上げに対し、整備区域・区域外で不公平はないか ㊻
6 投資・財政計画	雨水・汚水のセグメント情報について ㊼ 起債計画について ㊽

## 1 全体的な意見

番号	ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
①	全体	市民意見公募（パブリックコメント）の周知方法及び資料提供方法が不十分ではないか。	市民意見公募（パブリックコメント）については、「春日井市市民意見公募手続要綱」に基づき、案の公表について、市ホームページへの掲載及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布を行なっています。
②	1	上下水道事業経営審議会での審議内容や意見を公表するべきではないか。	上下水道事業経営審議会での資料、審議内容及び御意見については、各審議会の議事録として、市ホームページにて公表しています。

## 2 現状と課題

番号	ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
③	14	想像以上の人口減少や市税減収、負担能力のない人口増などの課題を踏まえ、下水道をどう維持していく考えなのか。	今後の経営健全化の取組として第6章に記載しています。(32～56 ページ)
④	15、29 48	経費削減が人件費及び人員削減のみに結び付き、業務の民間委託拡大、民営化へ流れていくことを危惧する。職員と市民が知恵を出し合って、市民のための下水道を守る努力をされたい。	民間事業者の創意工夫やノウハウが活用できるよう、委託内容の見直しなど、効率化を図るとともに、安心安全な施設の運転及び維持管理に努めていきます。(48 ページ) さらに、「春日井市上下水道事業経営審議会」において、事業経営全般について多角的な観点から多くの意見をいただき反映させるため、今後も引き続き有効な運営を図り、市民協働による経営を行っていきます。(82 ページ)
⑤	28、29	下水道事業の運営には莫大な費用がかかることから、春日井市だけで考えるのは無理があり、国全体の問題として提起すべきと考える。国や愛知県に対し、これらの事について意見を求めたことはあるか。	国や愛知県に対して要望活動を実施しています。(29 ページ) また、国からは、整備や運営に係る費用を抑えるため、合併処理浄化槽や公共下水道それぞれの特性を踏まえた、最適な区域設定による、投資の合理化が必要との考え方が示されており、当市でもこの考え方を取り入れ、下水道基本計画区域の見直しを行っていきます。(28 ページ)
⑥	34	公共下水道接続による水洗化率の向上が下水道財政に大きく影響する。下水道未接続家屋の接続推移を処理区ごとに示されたい。	市全体の水洗化率の5年間の推移は平成26年度末95.03%から平成30年度末94.79%と0.24%下落しています。処理区ごとでは、高蔵寺処理区は平成26年度末97.41%から平成30年度末96.40%と1.01%下落、中央処理区は平成26年度末96.59%から平成30年度末96.84%と0.25%上昇、南部処理区は平成26年度末89.84%から平成30年度末89.95%と0.11%上昇しています。

### 3 経営健全化の取組

番号	ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
⑦	34	下水道促進活動が最重要と考える。接続促進員及び職員の活動状況を示されたい。	接続促進員2名は年間を通じて戸別訪宅しています。また、職員は上下水道部全体で期間を設けた一斉訪宅や休日・夜間訪宅を実施しており、平成30年度は未接続家屋の全件にあたる2,996戸について接続依頼を実施しました。
⑧	34	下水道未接続の理由は、家屋所有者の高齢化等課題はあると思うが、接続促進員及び職員一丸となって接続推進を行ってほしい。	下水道未接続の理由は様々であり、家屋所有者様の状況を把握する中で、無利息の改造資金貸付制度の紹介など必要に応じた提案をしながら接続依頼を行っています。(34ページ)
⑨	34	下水道接続促進について、市民に対してさらなる啓発活動をする必要があると考える。	現在、戸別訪宅による啓発のほか、下水道整備工事の開始前と下水道供用開始前にそれぞれ地元説明会を開催し、接続のメリットや必要性を説明しています。市民等の接続意識の向上を図っていくことが大切と考えており、今後においても有効な施策を検討していきます。(53ページ)
⑩	28～31	これまでの赤字解消のための努力について、努力目標、事業、進捗状況等、詳細を公表されたい。	第5章において、これまでの経営健全化に向けた取組を記載しており、これらは既に完了し、その効果は31ページに記載したとおりです。
⑪	55	外部交流、計画的人材育成に早急に取り組むべきではないか。	今後は、重要な経営資源の1つである「人材」を計画的に育成していくため、ベテラン職員から若手職員へのスムーズな技術の継承、効果的な研修への積極的な参加などを行っていきます。(55ページ)
⑫	55	他市町村との連携を強化するべきではないか。	今後も、引き続き外部の研修や様々な交流の場を積極的に活用することでネットワークを構築し、課題の解決に役立てていきます。(55ページ)

#### 4 下水道整備

番号	ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
⑬	41～45	高蔵寺浄化センターを段階的にダウンサイジングする方法を検討してはどうか。	高蔵寺浄化センターについては、今後 30 年間に於いて、段階的ダウンサイジングができるほどの水量の減少は見込まれないことから、検討の対象としていません。(41 ページ)
⑭	42～45	高蔵寺浄化センターで改築更新する場合及び南部浄化センターに増設する場合、従来の処理方式である標準活性汚泥法と高度処理法である凝集剤併用型ステップ流入式 3 段硝化脱窒法の経済性、維持管理性等の比較が必要である。	今後の改築更新及び増設については、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の水質目標を達成する必要があることから、浄化センターの統廃合の検討は、すべて高度処理法で行っております。 このことについて <u>記述追加</u> を行いました。(43 ページ)
⑮	42～45	敷地面積を制約条件とされているため躯体の深層化、省面積化での処理方法を考慮して検討してほしい。	浄化センターの統廃合の検討は、増設や更新する浄化センターの水処理施設について、すべて深層式で行っております。 このことについて <u>記述追加</u> を行いました。(43 ページ)
⑯	42～43	《検証 2》浄化センターの統廃合の可能性について、1 処理区案が最もスケールメリットが高いと考えるが、前提条件を判りやすく提示し比較検討されたい。	《検証 2》の案 3 で 1 処理区案についても検討を行っておりますが、最も処理能力が確保できる南部浄化センターにおいても、3 処理区の汚水を処理できる能力が確保できないことから、1 処理区案は採用していません。(43 ページ)
⑰	42～45	高蔵寺浄化センターの汚水について、流域下水処理場である五条川左岸浄化センターでの処理を検討してはどうか。	五条川左岸浄化センター等までの接続管は、南部処理区までの接続管よりも長距離になり、建設費が増加することから、検討の対象としていません。
⑱	42～45	3 浄化センターの汚水について、流域下水処理場である五条川左岸浄化センターでの処理を検討してはどうか。	南部浄化センターや勝西浄化センターから五条川左岸浄化センターへの送水は、標高差があることからポンプを使つての圧送となり、維持管理費が増加することから、検討の対象としていません。
⑲	42～45	高蔵寺浄化センターの水処理施設は存続し、液状汚泥を南部浄化センターに圧送する案を検討してはどうか。	《検証 3》高蔵寺浄化センターは、南部浄化センターに統廃合する方が経済的に優位となり、維持管理費の削減効果が期待できることから、検討の対象としていません。(44 ページ)
⑳	42～45	南部浄化センター及び勝西浄化センターは、市のハザードマップでは、庄内川・八田川の浸水区域内にある。今年の 19 号台風でも	耐水化について <u>記述追加</u> を行いました。(45 ページ)

		被災地における上下水道施設の報道がされていたが、効率化を目指した際のリスク分散対策についても考慮し検討されたい。	
⑳	28、33	都市計画税の使途の不公平感をなくすため、下水道整備を段階的に整備して、下水道基本計画区域の存続を望む。	上条地区の次の整備地区については決まっていますが、「立地適正化計画」との整合を図りつつ、人口減少等、今後の需要予測などに基づき、区画整理など都市基盤整備が完了している地域等を考慮して、下水道基本計画区域から優先度の高いエリアを選定し、効率的・効果的に着実な整備を進めていきます。(33 ページ)
㉑	33	合併浄化槽は、維持管理費が公共下水道より高く更新費用も心配である。また、浄化槽から悪臭があり、処理水が放流される側溝の清掃も必要で、環境悪化にもつながるため、下水道を早期に整備してほしい。	
㉒	33	上条地区の次の整備区域を示されたい。	
㉓	33	上条地区整備の期間延長に伴い、次の整備が4年遅延することについての市の考え方を示されたい。	
㉔	33	この先の新規整備は何年かけて行う計画か。	
㉕	33	区画整理整備時に下水道整備を行うべきではないか。	財政状況や社会経済状況などにより、事業の進捗は変動しますので、下水道整備の完了時期については明確にはお答えできませんが、今後も、効率的・効果的に整備を進めていきます。
㉖	33	下水道処理人口普及率 68.7%には雨水整備は含まれるのか。	区画整理には、市施工と組合施工で違いがありますが、汚水整備については、下流の汚水管整備が完了していないと機能しないことや、生命や財産を守るため雨水整備を優先させていることから、同時には行っていません。しかし、水道管や雨水管を整備する際、将来入れる汚水管のスペースを考慮し、工事を行っています。
㉗	6、7 8、85		下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口のうち、公共下水道が使えるようになった人口の割合を示すもので、雨水整備は含まれません。 雨水整備状況は下水道基本計画面積に対して 69.4%(平成 31 年 3 月末)となっています。(6 ページ)

5 使用料

番号	ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
⑳	23、51 59、70、 71	市民に対するサービスとして、税金による基準外繰入はやむを得ないのではないか。	<p>下水道事業にかかる経費の負担区分は、雨水にかかる経費は公費負担、汚水にかかる経費は使用者負担とする「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、公費負担部分の一般会計からの繰入れについては、国が年度ごとに基準を示しています。(23 ページ)</p> <p>現行の使用料は、各浄化センターの維持管理費のみを使用料対象経費として算定したもので、汚水処理費用を賄い切れておらず、事業運営補助のため、一般会計から、毎年 10 億円を超える国の基準外の繰入金による補てんを行っています。(60 ページ)</p> <p>下水道は市民生活を支えるための、また、防災のための重要なインフラの 1 つであり、経営環境の悪化や災害などの緊急時においても、市の財政状況の影響を受けることなく機能を維持できるよう、持続可能な独立採算による健全経営と、使用者負担の適正化・公平化を実現するため、早急に基準外の繰入金の削減を図る必要があることから、経営戦略における財源目標は「基準外繰入金の解消」(50 ページ)と汚水処理費用を使用料収入で賄う「経費回収率 100%」(59～67 ページ)と設定しています。</p>
㉑		市の予算について検証を行ったうえで、市民に対して税金以外の協力を求めるべきではないか。	
㉒		税金を投入し、使用料は値上げするべきでない。	
㉓	62	下水道は生活環境や公衆衛生、河川の水質保全等、市民生活や自然環境保全の根幹にかかわる重要な施設と考える。この観点から、資本費（企業債利息及び減価償却費）については、インフラ整備に伴う費用と考え、公費負担とするべきで、150 円の値上げには反対する。	<p>分流式下水道に要する経費として、汚水処理原価 150 円 / m<sup>3</sup> を超える資本費について、一般会計繰入金を既に充当しています。(10 ページ)</p> <p>また、施設整備に伴う費用については、企業債、国庫補助金及び出資金（一般会計繰入金）等で賄っており、減価償却費はこの企業債を償還するための財源となるため、下水道サービスを提供するための費用である使用料対象経費としています。(52 ページ)</p>
㉔	69	下水道普及率が 70% に満たない状態で基準外繰入金による補てんを解消するのはなぜか。	<p>下水道の整備にあたっては、毎年行う汚水整備の進捗に合わせ、浄化センターの段階的な建設を実施しており、施設容量は普及率に見合ったものとなっていることから、維持管理費や減価償却費が過大になるような事はありません。</p> <p>受益者負担の原則があるなか、現在の汚水処理費用は使用料で賄うことができず、また、当市の下水道は整備過程であることから、今後も減価償却費は増加する見込み</p>



			で、これに伴い、汚水処理原価も増加します。同じサービスを受益する後の世代との公平性の観点から、また、負担を先送ることのないよう、公営企業として将来を見据えた経営を行うため、必要な時期に必要な使用料改定を行う必要があると考えます。(70 ページ)
③③	60～67	赤字の負担は税金投入で埋め合わせ、一定限度以下の収入の家庭には、上下水道料金は無償化するべきではないか。	受益者負担の原則のほか、使用者の個々の状況の把握は、個人情報保護の観点及び市民だけでなく市外の方や事業者の方も使用者であることから不可能であること、上下水道事業経営審議会において、個々の事情に応じた施策は下水道事業ではなく福祉など他部門で行うものであり、事業としては使用者間に公平な使用料体系とするべきとの御意見を踏まえ、使用料体系案を作成しています。
③④	60～71	「資金収支方式」ではなく、「地方公営企業法」の精神あるいは「独立採算の原則」の観点から、近年の総務省通達でも強く要請されている「総括原価方式」による使用料算定を行い、使用料設定の説明責任を果たされたい。	本経営戦略では、平成 29 年 3 月に改定された「下水道使用料算定の基本的考え方」(公益社団法人日本下水道協会)に基づく「総括原価方式」を採用しており、これにより算出した汚水処理費用から公費負担分を除いたものを使用料対象経費としています。(52、62、64 ページ)
③⑤	60～71	雨水・汚水の総括原価を①適正な原価、②共通費の部門配賦、③資産維持費の各概念に基づき、適正な使用料設定を求めらる。	①②当市は雨水・汚水を別々の管で集め処理を行う分流式を採用しており、(3 ページ)雨水・汚水処理にかかる費用は総括原価方式により、それぞれ積み上げで算出しています。(60、62 ページ) ③本経営戦略の財源目標の 1 つである「持続可能な事業経営」の達成には、資産維持費を加算した使用料対象経費に対して、経費回収率 100%以上を目指す必要がありますが、使用者の方の負担急増につながることから、まずは、基準外繰入金の解消を目指します。今後は、経営健全化の取組により汚水処理原価の減少及び安定化に努めると同時に、資産維持費の必要額及び適切な使用料について、社会経済状況等を鑑み、継続して検討を行っていきます。(71 ページ)
③⑥	60～71	資産維持費率の適正化について、一般会計と関連させた議論が必要である。	資産維持費の必要額及び適切な使用料について、国の動向や社会経済状況等を鑑み、継続して検討を行っていきます。(71 ページ)
③⑦	60～71	本来的な下水処理費用ではなく財務費用である支払利息を経営の収入で充足すべき原価項目(使	本経営戦略では平成 29 年 3 月に改定された「下水道使用料算定の基本的考え方」(公益社団法人日本下水道協会)に基づき、減価償却費、資産減耗費及び企業債利息

		用料対象経費) とする根拠はあるか。	を資本費として計上し、総括原価方式を採用して(52、64 ページ) 汚水処理原価及び使用料対象経費を算定しています。企業債(支払) 利息は、下水道サービスを提供するために必要な費用と位置づけています。
③⑧	60~71	岡崎市、豊橋市、一宮市など他市の使用料はどのようなか。	各使用料体系案の類似団体及び近隣市との比較は、平成30 年度第4 回上下水道事業経営審議会において、基本使用料と従量使用料最低単価及び最高単価という形で比較、検証を行っています。 <a href="https://www.city.kasugai.lg.jp/res/projects/default_project/_page_/001/016/690/4kai01siryou2.pdf">https://www.city.kasugai.lg.jp/res/projects/default_project/_page_/001/016/690/4kai01siryou2.pdf</a> なお、下水道については、供用開始時期や普及率などで経営状況に違いがあり、単純な比較はできません。
③⑨	—	他市でも下水道事業は独立採算制を目指し、早急な使用料改定を進めているのか。	国は、各地方公共団体に対して、令和2 年度までに経営戦略の策定を要請しており、その策定ガイドライン改定版では計画期間内の「収支均衡」(収支ギャップ解消) を基本的考え方としています。 また、経営基盤の強化や財政マネジメントに的確に取り組むため、下水道事業への公営企業法適用についても、令和2 年度までの移行が推進されています。 他市でも同様に事務が進められており、それに伴い適切な使用料改定に取り組む地方公共団体もあると考えます。
④⑩	60	基準外繰入金を解消するための使用料改定は決定事項なのか。	使用料改定にあたっては議会承認を経て実施します。(70 ページ)
④⑪	65	値上げの段階をもう1 段階増やし、長期的に値上げを行うのは経営上困難をきたすのか。	市民全体の公平な受益の観点から、早急に基準外繰入金の削減を図るべきであること、段階を増やすのはシステム改修等のコストがかさみ、その分使用料に転嫁され不利益が生じるという審議会の御意見を踏まえ現案を作成しています。(60 ページ)
④⑫	60~67	一律値上げを行うと、下水道整備区域と未整備区域の市民負担に不公平は生じないか。	下水道使用料は、下水道整備区域の下水道使用者の方に負担していただくものなので、不公平は生じません。

## 6 投資・財政計画

番号	ページ	意見の要旨	意見に対する市の考え方
④③	72～79	「雨水公費、汚水私費」の原則に則り、雨水・汚水のセグメント情報（部門別 B/S、P/L、繰入金明細等々）を開示されたい。	財源試算は下水道事業費用全体で行い記載していますが、雨水・汚水処理にかかる費用は総括原価方式により、投資試算についても雨水・汚水整備それぞれ積み上げで算出しています。（57、60、62 ページ）
④④	72～79	令和 8 年度からの起債計画について、使用料改定後が増加する理由は何か。	50 ページ企業債残高の縮減及び 68 ページ収支見通しの説明文にありますとおり、高蔵寺浄化センター廃止に伴う接続管整備等にかかる建設改良費の増加により、その財源である企業債借入額が増加するものです。